

第7号書式（有償貸付用）

県有財産有償貸付契約書



貸付人高知県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により高知県有財産の有償貸付契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

施設名	所在地	設置場所 (建物)	貸付 面積 (㎡)	摘要(設置機種・台数)
				飲料水自動販売機・台

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を申請の目的（飲料用自動販売機設置）に従って使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年3月1日から令和12年2月28日までとする。

2 前項に定める貸付期間満了後、本契約の延長又は更新は行わない。

（貸付料の金額及び計算）

第5条 第2条の貸付物件に乙が設置する自動販売機の1月ごとの売上合計額に納付料率〇〇パーセントを乗じ、消費税及び地方消費税を加算したもの（土地の場合は消費税及び地方消費税は非課税）を貸付料とする。なお、貸付料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、乙が供給業者と直接契約して負担することを原則とする。ただし、建物の構造等のために直接供給業者と契約することが困難な場合は、乙は、設置する自動販売機に電気使用量等を計測するための計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を乙の負担で設置しなければならない。甲は計量器の指示値により計測した使用量に基づき、光熱水費を算出する。

3 前項による取り扱いが困難な場合は、乙は、甲の指示に従い、甲の算出する光熱水費

相当額を負担しなければならない。

(貸付料の支払)

第6条 乙は、第5条に定める貸付料を、甲の発行する納入通知書により指定された期限内に、甲に支払わなければならない。

2 乙は第5条に定める光熱水費を、甲の発行する納入通知書により指定された期限内に、甲に支払わなければならない。

(遅延利息)

第7条 乙は、前条に定める納付期限までに、納付金額を支払わないときは、その翌日から支払った日まで、遅延利息として年14.5パーセントの割合で計算した金額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を甲に支払わなければならない。ただし、遅延利息の金額が100円未満であるときはこの限りではない。

(担保責任等)

第8条 甲は、貸付物件を現状有姿で貸し付けるものとし、乙は、この契約締結後、貸付物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない事実のあることを発見しても貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

2 甲は、貸付物件の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、貸付料を減額するものとする。

(貸付物件の引渡し)

第9条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に、貸付物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

2 乙は、貸付物件の引受けについては、甲の指示に従わなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、甲の承認を得ないで、当該物件の賃借権を第三者に譲渡し、当該物件を転貸し、又は当該物件の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限)

第11条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲の承認を求めなければならない。

3 甲は、乙から前項の承認申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

(修繕義務等)

第12条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(滅失又はき損等の通知)

第13条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第14条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件を滅失又はき損した場合において甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第15条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第17条の2において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(実地調査等)

第16条 甲は、第5条に定める債権の保全その他の必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 甲において、公共用、公用、公益事業又は甲の企業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(暴力団排除措置による解除)

第17条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第15条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったと認められるとき。

(談合等の不正行為があった場合の解除)

第17条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人もこれを含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。

(違約金)

第18条 乙は、第10条若しくは第16条に定める義務に違反したとき又は第17条、第17条の2若しくは前条の規定によりこの契約が解除された場合には、違約金として違反した年次の貸付料年額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を甲に支払わなければならない。ただし、その違反するに至った事由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りではない。

- 2 前項に規定する違約金は、第20条及び第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(貸付物件の返還)

第19条 貸付期間が満了したとき又は甲が第17条、第17条の2若しくは第17条の3の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに指定する場所において甲に返還しなければならない。

2 第17条第2項の規定により乙がこの契約を解除したときは、乙は、同条第3項の規定による通知を発した日から2月以内に貸付物件を甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第20条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第14条の規定により当該物件を原状に回復した場合及び当該滅失又はき損により甲に損害保険金が支払われて甲の損害の全部が補てんされた場合は、この限りではない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 甲が、第17条第1項第2号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲にその補償を請求できるものとする。

(談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定)

第21条 乙は、第17条の3各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、貸付料年額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。）までに支払わなければならない。ただし、第17条の3第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における貸付料の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。

3 前2項の規定は、貸付物件を返還した後においても適用する。

(談合等の不正行為があった場合の違約罰としての違約金)

第21条の2 乙は、第17条の3第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

2 前項の違約罰としての違約金の額は、貸付料年額の10分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。）である場合は、違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た

額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金額から減額した額とする。

3 前2項の規定は、貸付物件を返還した後においても適用する。

（乙の文書提出義務）

第21条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含む。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の規定は、貸付物件を返還した後においても適用する。

3 前2項の規定は、貸付物件を返還した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（違約金等の徴収）

第22条 乙がこの契約に基づく違約金、賠償金、損害金又は違約罰としての違約金を甲の指定する期間（第21条に規定する賠償金にあつては同条第1項に、第21条の2に規定する違約罰としての違約金にあつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りではない。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第23条 第7条、第21条第2項及び前条の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（有益費等の請求権の放棄）

第24条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第17条第1項第1号、第17条の2若しくは第17条の3の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があつても、これを甲に請求しないものとする。

（契約の費用）

第25条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

（疑義の決定）

第26条 この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄）

第27条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、両者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

貸付人 高知県
契約担当者
高知県知事 濱田 省司 印

借受人 住所
氏名 印

(別記)

飲料用自動販売機仕様及び遵守事項等

1 販売品目

(1) 基本事項

販売品目は、一般市場で認知、支持されている清涼飲料水とし、酒類及びノンアルコール飲料の販売は一切認めない。

設置事業者に決定した者は、販売品目について各施設管理者と詳細な打合せを行うこと。また、貸付期間中において販売品目を変更したい場合は、事前に施設管理者に届け出、承認を得ること。

(2) 高知県産品

特に定めのない物件は、1台当たり1品目以上の「高知県産品」に該当する清涼飲料水を、貸付期間中において通年販売しなければならない。

なお、「高知県産品」については、下記のいずれかに該当するものであること。

ア 商品の主要な原材料が高知県産であって、商品の製造または加工の最終段階が県内事業者によって行われていること。

イ 商品の主要な原材料が高知県産であって、高知県外の事業者により製造または加工された商品の場合は、商品の販売が県内事業者によって行われていること。

ウ 商品の主要な原材料が高知県外産で、その製造または加工の最終段階を県内事業者が行っていること。

2 販売価格

公募仕様書において条件を付した、標準小売価格より、「10円引き」の販売価格とすること。

なお、消費税及び地方消費税の引上げ等により、標準小売価格の変更がある場合は、事前に施設管理者に届け出ること。

3 使用済容器回収箱の設置

各物件の貸付面積の寸法内に、自動販売機で販売する清涼飲料水の使用済容器の回収箱を設置し、滞りなく回収作業を行うこと。

4 飲料用自動販売機の規格及び仕様

(1) 規格

公募募集要項及び仕様書に記載されている面積以内に設置できる規格とす

る。

(2) 仕様

ア 省エネ、ノンフロン方式等の環境配慮仕様とすること。

イ 自動販売機のデザインは公序良俗に反しないものであること。

ウ 貸付面積には、転倒防止板、放熱余地、回収箱等の設置宇分を含む。

エ 「ユニバーサルデザイン自動販売機」の設置条件のある施設は、貸付期間中において、設置条件の自動販売機を設置すること。

オ 自動販売機には、転倒防止策を施すこと。

5 販売実績等の報告

(1) 設置事業者は、各月ごとの販売実績（設置場所ごとの売上合計額）を集計し、翌月15日までに、警察本部装備施設課に販売実績報告書（様式第10号）を提出すること。

(2) 設置事業者は、各年ごとの販売実績（設置場所ごとの販売本数・売上合計額・高知県産品の販売数量・売上合計額）をとりまとめて、年1回（4月末日までに）販売実績報告書（様式第11号）を提出すること。

(3) 設置事業者は、企画提案内容の実績をとりまとめて、年1回（4月末日までに）報告書（任意様式で可）を提出すること。

6 維持管理責任

(1) 商品補充、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理、自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

(2) 自動販売機の故障発生時等の対応、商品補充及び売上金回収等を他者に行わせようとする場合は、設置事業者として決定した後、「清涼飲料水自動販売機の管理関係証明書（様式第9号）」及び委託又は協定等の内容がわかる書類の写しを県に提出し、承認をうけること。

(3) 盗難等により商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。この場合の損害について、県の責めに期することが明らかな場合を除き、県はその責めを負わない。

(4) 回収箱内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。

(5) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。

(6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任にお

いて対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を記載すること。

7 その他

県有施設の工事等で、やむを得ず自動販売機の撤去及び移設等が生じる場合は、施設管理者の指示に従うこと。